

高知県立大学危機管理基本マニュアル

(令和6年7月25日)

目次

第1章 総則

1. 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 危機管理の基本的な方針・・・・・・・・ 1
3. 対象とする危機の範囲・・・・・・・・ 1
4. 基本マニュアルと個別マニュアルとの関係・・ 2
5. 個別規程類・マニュアルリスト・・・・・・・・ 2

第2章 平常時における危機管理

1. 危機管理体制・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2. 部局等が管理するリスク・・・・・・・・ 4
3. 部局等における平常時のリスク管理・・・・ 4
4. 緊急対応の事前準備・・・・・・・・・・・・ 4

第3章 危機発生時の対応

1. 緊急時(有事)・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
2. 回復時(危機終了時)・・・・・・・・・・・・ 7

第4章 その他

- 別図 危機管理・対応の流れ・・・・・・・・ 8
- 別紙 危機事象発生報告書・・・・・・・・ 9
- 緊急時の関係連絡先一覧・・・・・・・・ 10

第1章 総則

1. 目的

この危機管理基本マニュアル（以下「基本マニュアル」という。）は、高知県公立大学法人危機管理規程に基づき、学生及び教職員等に被害が及ぶおそれがある様々な危機を未然に防止し、また、発生した場合に被害を最小限に食い止めることを目的とする。

2. 危機管理の基本的な方針

- (1) 全学的な危機管理体制を構築する。
- (2) 対応の不十分な危機に対して必要な対策を講じる。
- (3) 教職員等の危機意識を向上させるため、教育・訓練を実施する。
- (4) 危機管理に関する活動状況や結果を点検・見直す仕組みを構築する。

3. 対象とする危機の範囲

本マニュアルにおいて、危機とは、自然災害、事件・事故、人権侵害、感染症、情報漏洩、業務上の過失等に起因して、学生及び教職員等の生命若しくは身体又は大学の財産、名誉若しくは組織の存続に重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある緊急の事象及び状態をいう。

本マニュアルにおいて、対象とする危機は以下のとおりである。

(1) 自然災害

地震、津波、風水害、その他自然現象による災害

(2) 重大事故

- ①大規模な火災又は爆発事故で多数の死者又は行方不明者を伴うもの
- ②ライフラインに係る事故で学生及び教職員等に重大な影響を与えるもの
- ③危険物、毒劇物の大量流失事故
- ④その他ハラスメントを含む重大な人的被害又は物的被害が生じ、もしくは生ずるおそれのある事故

(3) 重大事件等

- ①大規模な騒乱、テロ等で人的被害又は物的被害が生じ、もしくは生ずるおそれのある事件
- ②その他重大な人的被害、物的被害又は大学の評価にかかわる被害が生じ、もしくは生ずるおそれのある事件
- ③人権侵害
- ④業務上の過失、違法行為
- ⑤情報漏洩

(4) 健康危機

- ①致死率又は感染力が高い重篤な感染症の発生
- ②大規模な集団食中毒の発生
- ③毒劇物の混入、化学剤、生物剤による集団健康被害の発生
- ④その他原因不明の健康被害の拡大

(5) 施設内での火災、事故等

- ①設備安全管理上の重大な事故

- ②不審者侵入、不審物等によって重大な人的被害が生じ、又は生ずるおそれのあるもの
- ③その他施設内で人的被害が生じ、又は生ずるおそれのある災害、事故等

4. 基本マニュアルと個別マニュアルとの関係

- (1) 基本マニュアルは大学全体の危機管理の枠組みであり、個別マニュアルは個別の危機に関して具体的な対応策を示すもの、又は各部局等における具体的な対応策を示すものである。
- (2) 既に、個別マニュアルで管理されている危機については、そのマニュアルに従い、各部局等が危機管理を進める。
- (3) 見逃されていた危機や対策不十分な危機が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その担当部局等が基本マニュアルを参考にしながら、対応策を講じる。
- (4) 担当部局等とは、個別の危機に関して対応を行わなければならない部局等をいう。

5. 個別規程類・マニュアルリスト

〈法人規程〉

- ・高知県公立大学法人危機管理規程
緊急に対処すべきさまざまな事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処するための規程
- ・高知県公立大学法人防火・防災対策規程
防火・防災の管理について必要な事項を定めた規程

〈高知県立大学 学内基本マニュアル等〉

- ・高知県立大学池キャンパス消防計画、高知県公立大学法人永国寺キャンパス消防計画
消防法に基づき、事業場における防火・防災管理についての必要事項を定め、火災・地震、その他災害による人命の安全、被害の軽減、二次的災害発生防止を図る
- ・高知県立大学危機管理基本マニュアル
高知県公立大学法人危機管理規程に基づき、危機を未然に防止し被害を最小限に食い止める
- ・高知県立大学事業継続計画（BCP）
自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合に、人的・物的資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを予め取り決めておく（主として、南海トラフ地震を想定し策定）

〈高知県立大学 学内個別マニュアル等〉

- ・高知県立大学池キャンパス震災対策マニュアル、高知県公立大学法人永国寺キャンパス震災対策マニュアル
地震防災活動として組織的に取り組む事項を定め、活動の具体化、円滑化を図る
- ・危機管理広報マニュアル
危機が発生した場合、いち早く学生等大学関係および地域住民に広報し、拡大・二次被害などへの不安を解消する
- ・その他：個別の危機に対し、担当する部局等により作成されたマニュアル等※1

※1 方針、ガイドライン、申し合わせ及び個別事例における詳細なシナリオ等を含む。

危機管理・防災関係の規程等の体系

高知県立大学



第2章 平常時における危機管理

1. 危機管理体制

高知県立大学危機管理本部（以下「大学危機管理本部」という。）（別表1）が常時機能し、危機管理に関する情報の収集及び研修及び訓練の実施等により、危機管理の充実を図るものとし、学生、教職員等及び近隣住民等が自然災害、法人及び大学に起因する危機により損害等を被ることのないよう、常に配慮しなければならない。

また、部局等の長は、当該部局等の日常的な危機管理の充実を図るものとする。

（別表1：高知県立大学危機管理本部）

役割	担当役職
本部長	学長
副本部長	副学長、事務局長
本部長	本部長が指名する者(事象に応じて、関係する部局等の長、委員会等の長、その他教職員)
庶務	総務部

2. 部局等が管理するリスク

リスクとは、将来のいずれかの時において何か悪い事象が起こる可能性であり、本マニュアルで取り扱うリスクは以下の通りである。

(1) 運営リスク

建物の滅失により教育・研究が実施できなくなること、国の制度変更など、大学運営に関して生ずるリスク

(2) 法規制上のリスク

労働安全衛生、環境保護、労働者の権利擁護、麻薬等の取り締まりなど、大学が遵守又は指導すべき法令や規制上のリスク

(3) 財務的リスク

施設の滅失、財産の盗難、著作権の侵害など、大学の資産に対するリスク

(4) 科学技術上のリスク

サーバーダウン、研究成果の流失、電子記録の改ざんなど、情報通信をはじめとする科学技術分野のリスク

3. 部局等における平常時のリスク管理

(1) 各部局等は、所掌事務等の規程や職務上の立場から、部局等が管理すべきリスクを以下に従って明確にする。

①リスク情報の収集とその分析を部局単位で適宜行う。

②部局等が抱えるリスクを抽出し、リスクを分類整理する。

(2) 各部局等は、部局等で管理すべきリスクに対して、予想される危機の大きさを評価する。

①危機の大きさの評価は、危機発生の可能性、学生・教職員等に及ぶ被害の影響の大きさ、ニーズ・法的要求事項などの重要度を考慮して行う。

②管理すべきリスクについて対策レベルの現状を把握する。

(3) 各部局等は、対策を講ずべき個別リスクごとに対応策を検討する。

①リスクごとの主な危機要因の抽出、効果的な対策の列挙、対策の現況の把握、実施する対策の選定、対策の具体的内容と実施時期の決定などの手順により計画的に進める。

②緊急性や切迫性の高いものへ優先的な施策、費用対効果、実現可能性、新たな危機要因の出現の回避、過去の事例が実証する効果的な対策の導入、関係機関との連携などに留意して立案する。

4. 緊急対応の事前準備

(1) 個別マニュアルの整備

各部局等は、必要に応じ順次、個別マニュアルの策定を進める。

(2) 緊急対応の為の教育・訓練

①当該危機の緊急対応のための教育・訓練は、各部局等が主管となって実施する。

②教育・訓練の主要目的は、マニュアル等の周知、危機管理意識の涵養、緊急対応に関する知識習得とする。

(3) 情報収集・連絡体制

情報収集と連絡は、危機発生の際の緊急対応の要であるため、各部局等は、情報の連絡網及び関係機関・協力機関の連絡先を随時更新する。

第3章 危機発生時の対応

1. 緊急時（有事）

（1）初期の対応体制

危機が発生した場合の初期対応は、部局等が責任を持って、適切な対応を行う。なお、高知県立大学危機対策本部（以下「大学危機対策本部」という。）が設置される場合以外は、部局等が、危機事象の終息まで対応を行うものとする。

第1報を受けた初期対応部局等は初期対応を行う。その後、関連すると思われる対応部局等との連携を図る。

①危機発生時の情報の連絡体制

ア 危機の発生時には、その発見者又は情報を入手した者（以下「発見者」という。）は、所掌する事務、事業、施設等を問わず部局等の長に報告し、報告を受けた部局等の長は、直ちに初期対応担当事務部（別表2）に連絡するなど適切な措置を講じる。

イ 部局等の長は、警察署・消防署等の関係機関に通報が必要な場合は、自らの判断で通報を行う。なお、緊急を要すると判断される場合は、発見者の判断で通報し、支援を要請するものとする。

ウ 危機が時間外に発生した場合、発見者は緊急連絡網に従い、迅速に通報する。

なお、連絡先の者が不在の場合は、下位の代理者へ直接連絡すること。

エ 部局等の長は、法人本部に適宜連絡する。

オ 情報の共有化を図るために、初期対応部局等の長は、関連する部局等の長に適宜連絡すること。

（別表2：初期対応担当事務部）

事 象	初期対応担当事務部
人為災害(事件・事故等)及び自然災害(地震・台風等)に関わるもの	総務部
学生に関わるもの（学生寮に関するものも含む）	教育・学生支援部
教職員等に関わるもの	総務部
教学及び地域連携に関わるもの	教育・学生支援部 地域連携部
学内の情報ネットワーク及び図書館に関わるもの	図書部、情報部
その他	総務部

②危機情報連絡のポイント

ア 覚知した内容は、第1報として速やかに伝達する。

イ 危機情報は「5W1H」を把握することとする。一部不明な項目があっても知り得た情報の範囲内で取り急ぎ第1報を行う。

ウ 覚知した内容が、緊急・異常事態に該当するかどうか判断に迷った場合は、まず、緊急・異常事態とみなし、対応する。

エ 原則として危機情報の連絡は、別紙様式「危機事象発生報告書」を使用する。

③参集体制

時間外（平日の 8 時 30 分から 17 時 15 分以外の時間帯とする。）に発生した場合は、初期対応部局等の長の判断で、必要に応じて危機管理本部要員及び部局等の教職員を緊急招集する。緊急連絡網で連絡を受けた教職員は速やかに大学へ参集する。

④地震が発生した場合の配備基準及び動員体制

地震が発生し、又は発生する恐れのある場合、職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立等、必要な配備体制は以下による。

- ア 別表 3 の各配備基準に該当した時は、動員体制に従い大学に参集し、任務にあたるものとする。
- イ 第三配備時に、公共交通機関等の途絶、道路の決壊等により大学に参集することが困難な場合は、その旨を大学に連絡し、参集可能なキャンパスに参集する。

(別表 3：地震が発生した場合の配備基準)

配 備 体 制	配 備 基 準	動 員 体 制
震災第一配備 (警戒体制)	高知県中部で震度 4 以上の地震が発生、もしくは津波注意報が発表された時	居所又は事務室での情報収集 (一部参集)
震災第二配備 (災害対策本部設置)	高知県中部に震度 5 弱以上の地震が発生、もしくは津波警報が発表された場合	情報収集と学生・教職員への行動指示 学長、副学長、学生部長、学部長、教務部長、研究科長、センター長、事務局長、次長、総務部長、教育・学生支援部長、その他学長が必要と認める者
震災第三配備 (全職員動員)	高知県中部に震度 5 強以上の地震が発生、もしくは大津波警報が発表された場合	全員参集し、役割分担に基づき任務遂行 ※ 安全を確保したのち

※高知県中部：高知市、南国市、土佐市、須崎市、香南市、香美市、本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町、日高村

(2) 大学危機対策本部の設置

大学に設置する大学危機対策本部は、別表 4 のとおりとする。

学長は、大学危機対策本部設置を宣言し、理事長に設置を報告する。

(別表 4：高知県立大学危機対策本部) ※災害の場合は高知県立大学災害対策本部とする。

役割	担当役職
本部長	学長
副本部長	本部長が指名する副学長等
本部員	本部長が指名する者 (事象に応じて、関係する部局等の長、委員会等の長、その他教職員)
庶務	総務部

(3) 大学危機対策本部の業務

- ①危機の情報収集及び情報分析
- ②危機において必要な対策の決定及び実施
- ③学生及び教職員等への危機に関する情報提供
- ④危機に係る関係機関との連絡調整
- ⑤危機に関する報道機関への情報提供
- ⑥部局等との連携に関すること
- ⑦その他危機への対応に関して必要な事項

(4) 大学危機対策本部設置の周知

大学危機対策本部が設置された場合は、全学一斉に大学ホームページ、学内掲示板又は学内の連絡手段メール、一斉放送等で伝達する。この後は、大学危機対策本部の権限が他の通常権限より優先する。なお、ホームページ及びメール等の情報通信機器の使用ができない場合は、学内への掲示により行うものとする。

(5) 大学危機対策本部の設置場所

地震の場合は、池キャンパス本部・健康栄養学部棟3階講義室、その他の危機の場合は2階会議室を他に優先させて本部とする。火災等の状況により、指定された場所に設置できない場合は、他の場所を確保する。

また、必要に応じ永国寺キャンパスに大学危機対策本部永国寺支部を設置する。

(6) 緊急時の関係機関連絡先

危機に関し連携が必要な関係機関は、「緊急時の関係機関連絡先一覧」のとおり。

2. 回復時（危機終息時）

(1) 大学危機対策本部の解散

- ①危機事象への対処が終了し、その旨の理事長への報告をもって大学危機対策本部は解散する。
- ②大学危機対策本部が解散された場合は、全学一斉に大学ホームページ、学内掲示板又は、学内の連絡手段（メール、一斉放送等）で伝達する。また、地域社会及び県等に報告し、場合によっては記者会見を実施する。

(2) 記録

- ①各部局等は、それぞれが行った緊急対応を時系列で記録・整理し、事務局長へ報告する。
- ②事務局長は、緊急対応の記録の報告を受け、とりまとめを総務部に命じる。

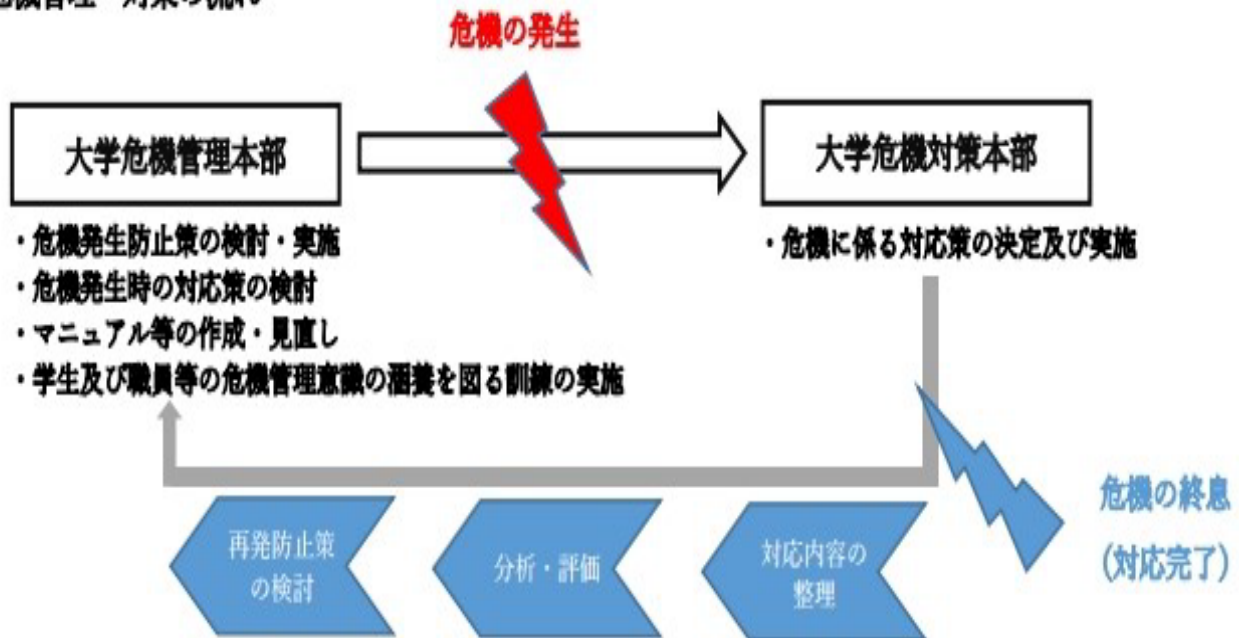
(3) 分析、評価と再発防止策

大学危機管理本部において、危機発生原因の分析、緊急対応の評価を実施し、必要に応じて個別マニュアルの見直しを含む再発防止策を講じる。

第4章 その他

別図 危機管理・対応の流れ

●危機管理・対策の流れ



危機事象発生報告書

(年 月 日 時 分現在)

様

職名 _____

氏名 _____

下記のとおり危機事象が発生したので報告します。

発見日時	年 月 日 () 時 分
発生場所	
発見者	(報告者と異なる場合) 所属・職・氏名
危機事象の概要	
現在までの対応状況	通報： <input type="checkbox"/> 消防署 <input type="checkbox"/> 警察署 <input type="checkbox"/> その他 () 通報日時： 年 月 日 () 時 分 通報者：
その他	・関連部局等への連絡、学内関係者等

記載欄が不足する場合は、別紙（様式任意）に記載すること。

別表 緊急時の関係連絡先一覧

【県関係】	
高知県庁（代表）	8 2 3 - 1 1 1 1
私学・大学支援課	8 2 1 - 4 6 9 1
危機管理・防災課	8 2 3 - 9 3 2 0, 9 3 1 1
南海トラフ地震対策課	8 2 3 - 9 7 9 8, 9 3 1 7
消防政策課	8 2 3 - 9 3 1 8
高知土木事務所	8 8 2 - 8 1 4 1
高知県警察本部	8 2 6 - 0 1 1 0
高知南警察署	8 3 4 - 0 1 1 0
高知南警察署三里交番	8 4 7 - 0 4 3 3
【国関係】	
高知地方气象台	8 2 2 - 8 8 8 2
文部科学省（代表）	0 3 - 5 2 5 3 - 4 1 1 1
文教施設企画・防災部（直）	0 3 - 6 7 3 4 - 3 0 3 6
国土交通省土佐国道事務所	8 8 4 - 0 3 5 9
高知河川国道事務所	8 3 3 - 0 1 1 1
自衛隊高知地方協力本部	8 2 2 - 6 1 2 8
【市関係】	
高知市役所（代表）	8 2 2 - 8 1 1 1
高知市地域防災推進課	8 2 3 - 9 0 4 0
高知市道路整備課	8 2 3 - 9 4 6 1
高知東消防署	8 6 6 - 3 1 1 9
高知東消防署三里出張所	8 4 7 - 6 7 7 3
高知市上下水道局	8 2 1 - 9 2 3 7, 9 2 3 8、8 3 2 - 1 1 3 2 (時間外)
【医療機関】	
高知医療センター	8 3 7 - 3 0 0 0
高知赤十字病院	8 2 2 - 1 2 0 1
【民間】	
四国電力高知支店	8 2 2 - 9 2 1 1
四国ガス	8 3 2 - 8 1 0 0、8 0 2 - 6 3 2 8
NTT西日本	局番なしの 1 1 3
	携帯電話からは 0 1 2 0 - 4 4 4 - 1 1 3
日本エレベーター製造高知出張所	8 3 7 - 1 2 5 5
日本オーチスエレベーター	8 6 1 - 6 0 9 1、0 1 2 0 - 3 2 4 - 3 6 5